

鳥取県告示第 510 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町佐摩字上大岸 116、豊房字北原 448 の 2、字森ケ下 846、847 の 1、字西屋敷 1610、字荒神ノ前 1613、字上ノ田林 2145 の 2、2146 の 2、字下中島林 2147、2148 の 2、字向林ノ一 1944、1945、1947、字向林ノ二 2126 の 1、2126 の 2、2127 の 1、2127 の 2、2128、前字倉井 561 の 5、561 の 7、561 の 13、561 の 17、561 の 18、561 の 21、561 の 22、561 の 25、赤松字滝坂ノ下 963 から 966 まで、970 の 1、970 の 2、972、字滝坂ノ上 977 から 979 まで、字清水ケ平ル 1111 から 1116 まで、字水尻 1120 から 1122 まで、1132 から 1134 まで、1136、1137、長田字大成 991 の 2、991 の 27 から 991 の 40 まで、字免賀手 1050 の 12、1050 の 13

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）